

長野工業高等専門学校学業成績の評価並びに進級及び卒業の認定に関する規則

制 定 令和8年3月26日

(趣旨)

第1条 本校学生の学業成績の評価並びに進級及び卒業の認定については、学則に定めるもののほか、この規則によるものとする。

(学業成績)

第2条 この規則で、学業成績とは、学期成績及び学年成績をいう。

(学期成績及び評価)

第3条 学期成績とは、その学期の各授業科目（以下「科目」という。）別の成績をいう。

- 2 学期成績の評価は、達成度試験の得点及び平素の成績（課題等の評価）に基づいて行うことを原則とする。ただし、科目によっては達成度試験を行わず、平素の成績（課題もしくは、その他の方法）によって評価することができる。
- 3 1科目を2人以上の教員で担当するときの学期成績の評価は、各教員の評点を平均するか又は合議によって行う。

(学年成績)

第4条 学年成績とは、前期の学期成績と後期の学期成績を総合したものをいう。ただし、前期又は後期のみで終了する科目については、前期又は後期の学期成績をもって学年成績とする。

(学業成績の評価)

第5条 学業成績の評価は、科目ごとに100点満点の点数で行う。ただし、卒業研究、実務訓練、キャリアデザイン、キャリア演習、海外研修、他高専・他大学の一般科目及び他高専・他大学の専門科目は、優、良、可又は不可の評語をもってする。なお、技能審査等の合格による単位修得の認定については別に定める。

- 2 評価と評語の関係は、次のとおりとする。

評価	評語
100～80点	優
79～70点	良
69～60点	可
59～0点	不可

- 3 評価を行う際には、シラバスに記載されている成績評価割合に従い総合点の計算を行い、小数点以下を切り捨てる。
- 4 学業成績簿には、学業成績の評価が60点以上の科目について、優、良又は可の当該評語を記す。

5 通知された成績の内容に異議がある場合は、当該学生は科目担当教員又は学生課教務係に申し立てることができる。この異議に関する申し立て期間は、成績表を受領した日から1週間以内（土日・祝日含む）とする。

（成績の席次）

第6条 学級内の席次の算出は、前期においては前期に履修した科目について、100点満点の点数に単位数を乗じた数の総和を、単位数で除した平均点で行い、後期においては履修した全ての科目について、100点満点の点数に単位数を乗じた数の総和を、単位数で除した平均点で行う。

なお、指導上次のランク分けも行う。

ランク	席次
A	上位から20%（切り上げ）
B	上位から20%～50%（同）
C	上位から50%～80%（同）
D	在籍者数－A－B－C

3 次の各号に掲げる科目は、席次の算定に含めない。

- (1) 第5条の規定に基づき、優、良又は可の評語をもって認定した科目
- (2) 卒業又は進級判定対象外の技能審査等の合格による単位修得認定科目

（試験）

第7条 試験は、達成度試験、追試験、再試験、単位認定試験、及び修了試験とする。

第8条 試験に不正行為のあった者は、当該試験科目を0点とする。

（達成度試験及び追試験）

第9条 達成度試験は、各学期末に行う。

2 前項に定める試験のほか、学芸の教授及び指導の参考に資するため、各学期の中間に達成度試験（以下「中間達成度試験」という。）を行うことがある。

3 中間達成度試験は、校長が期日を定めて行い、授業時間数に加えることができる。

第10条 病気、忌引その他やむを得ない事由により達成度試験の一部又は全部を受験することができない場合には、直ちに追試験願を校長あてに提出させ、教務主事、当該科目担当教員及び学級担任が協議の上、原則として当該試験終了後2週間以内に追試験を行うことができる。

（進級及び卒業）

第11条 進級及び卒業は、学年成績及び特別活動の履修状況を総合して、執行会議において審議し、校長が決定する。

第12条 各学年の課程の修了は、それに必要な全ての科目の学年成績が60点以上又は優、良、可のいずれかであることを必要とする。

(再試験)

第13条 各学年の課程の修了に必要な科目のうち、不可であるものが4科目以下である場合、それらの科目について再試験を行うことができる。なお、他高専・他大学の一般科目及び他高専・他大学の専門科目においては、再試験は行わない。

2 所属する系又はコース専門科目の選択科目が不可の場合は、それらの科目を前項の再試験を行う科目に加えて合計4科目以内の範囲で再試験を行うことができる。

3 試験を行うことの困難な科目が不可の場合は、報告書の提出等の適当な方法をもって再試験に代えることができる。

4 再試験の結果に基づいた評点が60点以上の場合も、その成績は60点とする。

5 再試験は、4学年以下の場合は新学期の開始までに、5学年の場合は卒業式までに、期日を定めて行うものとする。

(仮進級及び単位認定試験)

第14条 1学年及び2学年において、再試験を受験した結果、不可となった必修科目数が1科目の者は、校長の裁定により上級学年への仮進級を特別に許可することができる。

2 仮進級した者に対する単位認定指導は、原則として前年度科目担当教員が行う。これにより難しい場合、又は前年度科目担当教員が非常勤講師の場合は、教務主事が常勤教員の中から適任者を選出し指名する。

3 前項の教員は、単位が認定されるために必要な指導を行い(原則、後期授業開始までに行う。)、単位認定試験で達成度を審査し、認定水準に達した場合は校長に報告する。校長は第1項で仮進級を許可された学年の課程修了を認めることができる。

4 試験を行うことの困難な科目が不可の場合は、報告書の提出等の適当な方法をもって単位認定試験に代えることができる。

5 単位認定試験の結果に基づいた評点が60点以上の場合も、その成績は60点とする。

6 2学年及び3学年のそれぞれの学年末の成績提出時において、前年度までの課程修了が認定されていない場合は、仮進級科目数を不可科目数に算入し、再試験受験資格を判断する。

7 3学年再試験終了時まで、1学年及び2学年の課程修了が認定されていない場合は、3学年にとどめおく。

(出欠、遅刻)

第15条 欠課、遅刻などは、欠課時数調査表に記載された数による。

2 遅刻、早退は3回を欠課1時間とする。遅刻、早退の程度は、教員の判断による。

3 忌引、出席停止(停学を除く)、公欠等による時数は、年間授業総時数から差し引く。

4 学校行事及び特別活動については、学級担任が報告する。

(科目の未修了)

第16条 各科目の授業総時数の3分の1を超えて欠課した時は、当該学年の当該科目は、未修了とする。ただし、特別の事情がある場合は科目担当教員の指示にしたがって欠課時数を補うことができる(特別な事情については教務主事、当該科目担当教員及び学級担任が協議する)。この場合に報告する欠課時数は、科目担当教員の指示にしたがって補った時数を減じてはならない。

2 製図、実験、実習等においては、10分の1を超えて欠課した場合の評価は、原則として不可とする。ただし、科目担当教員の指示にしたがって欠課時数を補った場合は、この限りではない。この場合に報告する欠課時数は、科目担当教員の指示にしたがって補った時数を減じてはならない。

(修了試験による課程修了)

第17条 3学年以下の学年で特別の理由により修了を願い出た者については、執行会議で審議の上、特別に修了試験を許可することがある。

2 修了試験は、次の各号の全ての条件を満たす者について行う。

一 当該学年の必修科目及び必修選択科目に未修了を含まない者

二 再試験の成績会議終了後3日以内に退学願を提出して当該学年の修了試験を願い出た者

三 学年成績の必修科目及び必修選択科目の不可の科目の単位数合計が21単位以下の者

3 修了試験の結果に基づいた評点が60点以上の場合も、その成績は60点とする。

4 校長は、修了試験に基づく成績評価が全科目60点以上の場合、当該学年の課程修了を認める。

(休学期間が連続して複数年度にまたがる場合の課程修了)

第18条 休学期間が連続して複数年度にまたがる場合の課程の修了は、休学開始年度における出席時数及び学業成績を勘案の上、執行会議において審議し校長が決定する。ただし、在学期間は、休学開始年度の在学期間と当該年度の在学期間を換算し、1年以上在学していなければならない。

附 則 (令和8年3月26日 制定)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

2 長野工業高等専門学校学業成績の評定並びに進級及び卒業に関する内規、学業成績の評定における端数処理に関する申し合わせ及び選択科目の再試験に関する申し合せは廃止する。

3 令和8年3月31日において機械工学科、電気電子工学科、電子制御工学科、電子情報工学科又は環境都市工学科の在籍者に係る再試験については、必修科目及び必修選択科目において不可の科目が4科目以下である場合は実施できるものと

する。ただし，選択科目については再試験を行わない。